

財団法人長野県交通安全協会寄附行為

平成21年12月11日 一部変更

平成21年12月24日 長野県知事認可

財団法人 長野県交通安全協会寄附行為

第1章 名称と事務所

(設立)

第1条 長野県交通安全協会連合会は、第4条に定める目的のため、設立当初の財産目録に掲げる財産を寄附し、財団法人を設立する。

(名称)

第2条 この財団法人は、財団法人長野県交通安全協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を、長野県長野市川中島町原704番地2 東北信運転免許センター内に置く。

2 前項に定めるもののほか、本会に従たる事務所（以下「支部」という。）を置き、その名称及び所在地は別表のとおりとする。

第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本会は、長野県内の交通の安全と円滑のため、交通道德の普及高揚を図るとともに、交通秩序を確立し、交通に起因する障害の防止を図り、もって交通の健全な発達と安全な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 交通道德の高揚及び交通安全に関する各種資料の刊行及び配布
- (2) 交通安全のための自動車運転者等の教育訓練
- (3) 交通の安全と円滑に関する広報、啓発活動及び機関紙の発行
- (4) 交通安全対策に関する調査及び研究
- (5) 交通安全に関する施設等の充実整備
- (6) 交通事故の被害者の援護
- (7) 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- (8) 交通に関する各種サービスの提供
- (9) 交通安全に関する諸機関への協力及び諸機関から委託又は指定された事項の実施
- (10) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認める事業

第3章 役員、評議員、顧問、参与及び事務局

(役員の種類及び員数)

第6条 本会に次の役員を置く。

理事 28人以上35人以内

監事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長、1人を専務理事、若干名を常務理事とする。

(役員職務)

第7条 理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した順序により、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して会務を分掌処理する。
- 6 常務理事のうち会長が指名した者は、専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、専務理事が欠けたときは、その職務を行う。

第8条 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員選任)

第9条 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期及び報酬)

第10条 理事及び監事の任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。
- 4 専務理事及び常務理事は常勤とし、有給とする。

(役員解任)

第11条 役員が、本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の同意によりこれを解任することができる。この場合においては、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第12条 本会に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、35人以上45人以内とし、理事会の議決を経て会長が委嘱

する。

- 3 評議員は、評議員会を組織し、必要な事項を審議する。
- 4 評議員の任期は2年とする。
ただし、再任を妨げない。
- 5 評議員は、役員と兼ねることができない。

(顧問、相談役及び参与)

第13条 本会に顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会及び評議員会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、特定の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種類)

第15条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(会議の招集)

第16条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 理事の5分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

(開会の定足数)

第17条 会議は、その会議を構成する理事又は評議員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

ただし、再度招集したときは、この限りではない。

(会議の議長)

第18条 理事会及び評議員会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(議決の定足数)

第19条 会議の議事は、この会議を構成する理事又は評議員で出席した者の過半数の同意をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(欠席者の表決)

第20条 やむを得ない理由のため、その会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の理事もしくは評議員に委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

(書面による表決)

第21条 会長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会又は評議員会に代えることができる。

(理事会に付議すべき事項)

第22条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 諸規定の制定及び改廃
- (4) 前号までに掲げるもののほか、会長が付議した事項

(評議員会の審議事項)

第23条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 前号までに掲げるもののほか、会長が付議した事項

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数
 - (3) 出席理事の氏名
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちから選出された2名以上の理事が署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定は、評議員会の議事について準用する。

第5章 資産と会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第26条 本会の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号より構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成する。

(財産の管理者及びその方法)

第27条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債もしくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及び収支予算は、年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び収支決算は、年度終了後60日以内に、正味財産増減計算書並びに年度末現在の貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第32条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の同意を経、かつ、長野県知事の承認を得なければならない。

(特別会計)

第33条 本会は、収益事業を行うため、又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

第6章 支部

(支部)

第34条 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更と解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第36条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散するものとする。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散の場合の残余財産は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第8章 補 則

(施行細則)

第38条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の議決により、会長が定める。

(施行期日)

第39条 この寄附行為は、長野県知事の許可を受けた日から施行する。

(設立当初の会計年度)

第40条 本会の設立当初の会計年度は、第28条の規定にかかわらず、設立の日から始まり、昭和48年3月31日に終わる。

(設立当初の役員)

第41条 本会の設立当初の理事及び監事は、次に掲げる者とし、その任期は本会設立後初めて開催する理事会、評議員会までとする。

理 事	塚 田 豊 明
	瀧 澤 知 足
	青 木 章
	矢 崎 久 雄
	川 崎 賢太郎
	高 山 薫
監 事	本 田 親 義
	宮 下 喜 市
	百 瀬 今朝人

鈴木和夫
設立代表者 塚田豊明

別表(第3条第2項関係)

従たる事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
中南信事務所	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116
長野支部	長野市三輪一丁目6番15号
飯水岳北支部	飯山市南町6番地1
中高支部	中野市中央三丁目5番7号
須高支部	須坂市大字須坂1725番地1
長野南支部	長野市篠ノ井小森551番地
松代支部	長野市松代町松代185番地
千曲支部	千曲市大字栗佐1548番地1
上田支部	上田市常磐城五丁目4番33号
依田窪支部	上田市上丸子224番地3
川西支部	佐久市協和131番地1
小諸支部	小諸市甲3221番地1
佐久支部	佐久市岩村田1156番地2
軽井沢支部	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323番地485
南佐久支部	佐久市臼田2010番地
茅野支部	茅野市本町西9番地39
諏訪支部	諏訪市湖岸通り一丁目13番32号
岡谷支部	岡谷市神明町三丁目14番13号
辰野支部	上伊那郡辰野町大字伊那富2851番地
伊那支部	伊那市伊那部4680番地
高遠支部	伊那市高遠町東高遠2049番地1
伊南支部	駒ヶ根市上穂南8番1号
飯伊支部	飯田市小伝馬町一丁目3541番地2
阿南支部	下伊那郡泰阜村8447番地3
木曾支部	木曾郡木曾町新開2324番地1
塩尻支部	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地305
松本支部	松本市渚三丁目11番8号
安曇野支部	安曇野市豊科5704番地2
大町支部	大町市大町2895番地
池田松川支部	北安曇郡池田町大字池田3099番地1